

## 実施方針及び要求水準書(案)の修正(新旧対照表)

令和元年8月1日に公表した「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業」の実施方針及び要求水準書(案)を次のとおり修正する。

### ○実施方針

令和元年8月14日

頁	項目名	修正前(8月1日公表)	修正後(8月14日)
資料2	水平表面	宮古空港の標点から3,000mの円内であり、基準点から高度45mの表面。 $45m + 42.62m = 87.62m > (9m) + (41m)$ (物件高)(設置場所の海拔高)	削除
	進入表面	宮古空港の滑走路エンドから3,000mまで伸びた台形状の表面。 $(140m) \times 1/50 + (42m) = (44.8m) \cdots A$ (基準点からの距離) (基準点の海拔高) $(9m) + (41m) = (50m) \cdots \cdots B$ (物件高) (設置場所の海拔高) $A > B$	削除
	転移表面	宮古空港の水平表面と進入表面の間に設置される、滑走路周辺から7分の1の勾配を持った表面のこと。315mの幅。 $\textcircled{1} (140m) \times 1/7 + (42m) = (62m) \cdots C$ (基準点からの距離) (基準点の海拔高) $(9m) + (41m) = (50m) \cdots \cdots D$ (物件高) (設置場所の海拔高)  $\textcircled{2} (245m) \times 1/7 + (42m) = (77m) \cdots C$ (基準点からの距離) (基準点の海拔高) $(9m) + (41m) = (50m) \cdots \cdots D$ (物件高)(設置場所の海拔高) $C > D$	宮古空港の水平表面と進入表面の間に設置される、滑走路周辺から7分の1の勾配を持った表面のこと。315mの幅。  $(140m) \times 1/7 + (42m) = (62m) \cdots C$ (基準点からの距離) (基準点の海拔高)  $(9m) + (41m) = (50m) \cdots \cdots D$ (物件高) (設置場所の海拔高)  $C > D$ $62m > 50m$  <u>建設予定地は基準点から140mの位置にあり、建設宿舎の高さ(物件高)を9mとした場合、転移表面による高さ規制に12mの余裕があることから、建設予定地の高さ規制は概ね21m以内となる。</u>
別紙2	※記載上の注意	・次ページ以降の様式に、下記記載例に従って質問を記入すること。	削除
別紙3	※記載上の注意	・次ページ以降の様式に、下記記載例に従って質問を記入すること。	削除

○要求水準書(案)

令和元年8月14日

頁	項目名	修正前(8月1日公表)	修正後(8月14日)
18	第3章 2 (1) ハ (ロ) 開放性 網戸	窓(出窓含む。)には可動網戸(脱落防止対策型)を取付ける。台風対策のため居室の窓(出窓を含む。)にはシャッターを取り付ける。	窓(出窓含む。)には可動網戸(脱落防止対策型)を取付ける。また、居室の窓(出窓を含む。)には雨戸等台風対策を施すこと。
23	第3章 2 (3) イ (ロ) 住戸内設備 給湯器専用コンセント等	給湯器に電気式を採用する場合には、電気給湯器専用端子台接続(独立回路200V(20A以上))し、深夜電力を採用する。 オール電化方式の提案を可とし、その場合は台所に調理機器用等コンセント(独立回路100V(2口))を設置する。	削除
25	第3章 2 (4) イ 基本計画 ガス設備	ガス機器は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」の定める基準等を満足すること。ただし、オール電化方式の提案をする場合は「ガス設備」の項目は適用しない。	ガス機器は、「ガス機器の設置基準及び実務指針」の定める基準等を満足すること。
28	第4章 2 (2) ハ (イ) ②	居住者からの申請により「自動車保管場所貸与承認整理簿」を作成し、居住者に同整理簿のコピーを渡す。この際、所属官署の宿舍担当に速やかにこのコピーを提出して早急に申請手続きを行うこと及び貸与承認後は承認書と本人確認できるものを持参し、駐車許可票の交付を受けることを説明する。なお、居住者に同整理簿のコピーを渡した際には速やかに宮古島海上保安部にもFAXする。	居住者からの申請により「自動車保管場所貸与承認整理簿」を作成し、居住者に同整理簿のコピーを渡す。この際、宮古島海上保安部の宿舍担当に速やかにこのコピーを提出して早急に申請手続きを行うこと及び貸与承認後は承認書と本人確認できるものを持参し、駐車許可票の交付を受けることを説明する。なお、居住者に同整理簿のコピーを渡した際には速やかに宮古島海上保安部にもFAXする。
28	第4章 2 (2) ホ (イ)	宿舍及び共同施設の損害、故障の発見(必要に応じ緊急措置)、関係機関への連絡、本宿舍敷地内巡視を随時行い、月1回以上「合同宿舍巡視チェックシート」を作成し宮古島海上保安部へ提出。	宿舍及び共同施設の損害、故障の発見(必要に応じ緊急措置)、関係機関への連絡、本宿舍敷地内巡視を随時行い、月1回以上「宿舍巡視チェックシート」を作成し宮古島海上保安部へ提出。
30	第4章 2 (2) ヲ (ロ) ①	業務実施計画書、業務実施報告書、管理人業務日誌及び合同宿舍巡視チェックシートの作成及び提出(毎月)。	業務実施計画書、業務実施報告書、管理人業務日誌及び宿舍巡視チェックシートの作成及び提出(毎月)。